

## (1) 学校教育における消費者教育の推進

小・中・高等学校においては、2017年、2018年に改訂された新学習指導要領に基づき、育成すべき資質、能力として、「学びに向かう力・人間性等の<sup>かんよう</sup>涵養」、「知識や技能の習得」、「思考力・判断力・表現力等の育成」を三つの柱として、より良い学校教育を通じて、より良い社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むとされています。

新学習指導要領では、消費者教育の内容の充実も図られていることから、家庭科や社会科などの教科を中心に、学校教育において一層充実した消費者教育が行われるよう努めます。実施に当たっては、実践的な消費者教育を、より円滑かつ効果的に行うため、必要に応じて弁護士や司法書士等の専門家との連携を図ります。

また、大学等においては、一人でも多くの学生に消費生活や消費者問題に関する情報や知識を届けるため、県と大学等が連携し、出前講座を開催するなど消費者教育の取組を推進します。

### 具体的施策

#### 《学習指導要領に基づく消費者教育の推進》

学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や特性に応じた消費者教育を、小・中・高等学校等の各教科等において推進し、自立した消費者の育成に取り組みます。

また、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育その他の消費生活に関する教育と連携して、消費者教育を推進します。

#### 《「消費者教育研究校」の指定》

「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」や研修会「消費者教育推進フォーラム」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。



教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」

#### 《「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築》

地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、新たに配置した「消費者教育コーディネーター<sup>(※)</sup>」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。

※ 消費者教育コーディネーター

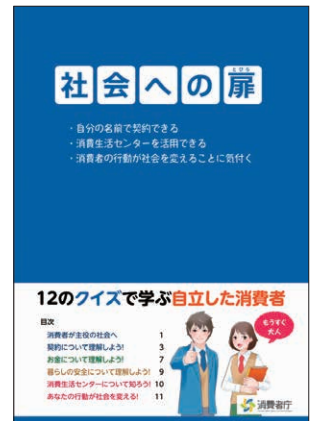
消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役目を担う者

## 《「社会への扉」を活用した授業の全県立高校・特別支援学校での実施》

民法の成年年齢引下げを見据え、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的な授業を、2020年度までにすべての県立高等学校、県立特別支援学校において実施します。

また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、学校等における消費者教育のニーズを把握し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成を支援します。

さらに、私立高等学校等に対しても、「社会への扉」及び外部講師の活用を働きかけ、実践的授業の実施促進を図ります。



消費者教育教材「社会への扉」

## 《小・中学校における消費者教育の支援》

児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育教材を開発し、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」の消費者教育を学ぶためのコンテンツ等として提供するとともに、消費者教育の専門家の派遣などを通じて、小・中学校における消費者教育を支援します。

## 《障害者向け消費者教育教材・手法の開発》

障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」などにおいて調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。

## 《大学等における消費者教育の支援》

大学等の新入生ガイダンスでの消費者教育の出前講座の活用を働きかけるなど、消費者教育の専門家の派遣を通じて、大学や専門学校における消費者教育を促進し、支援します。

## 《「FAQサポートサイト」の開設》

消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポートサイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。

## (2) 地域社会における消費者教育の推進

県民一人一人が「自立した消費者」として豊かな消費生活を営むには、地域、家庭、職域等における消費者教育も重要です。今後、地域における消費者教育を一層推進するため、消費生活センターを推進拠点とするほか、社会教育施設や各種コミュニティを活用した消費者教育の取組を推進します。

また、家庭における消費者教育や事業者が従業員に対して行う消費者教育についても、地域や学校、事業所へ講座の開催を働きかけるとともに、講師派遣を行うなど支援します。

### 具体的施策

#### 《消費生活センターを拠点とした消費者教育の推進》

県消費生活総合センターを「消費者教育センター」として位置付け、消費者教育に関する情報の収集・発信、消費者教育教材等の作成・提供、消費者教育の担い手の育成、消費者教育を行う多様な主体の連携に向けた支援など、消費者教育の拠点としての機能のさらなる強化を図ります。

また、地域における消費者教育は、住民に身近な市町村の役割が重要になることから、市町村消費生活相談員向けに、消費者教育の実務能力の向上を図るための研修を実施するとともに、出前講座に関するノウハウや消費生活情報を提供するなど、市町村の消費生活センター等における消費者教育の取組を支援します。

#### 《大学等と連携した地域における消費者教育の推進》

大学等が行う地域貢献・アウトリーチ活動（公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指す活動）と連携・協働し、地域住民向けの消費者教育の講座等の開催などにより、地域における消費者教育を推進します。

#### 《保護者に対する消費者教育や情報提供の充実》

保育所や幼稚園、学校等と連携して、保護者向けの出前講座を実施するとともに、子どもを消費者事故等から守るための情報提供の充実を図ります。

#### 《地域、家庭、職域等における消費者教育の支援》

社会教育施設、事業者の行う社員研修などへの消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」による消費生活情報の発信などにより、地域、家庭、職域等における消費者教育の推進を図ります。

#### 《「消費者安全確保地域協議会（高齢者等見守りネットワーク）」による啓発・情報提供》

日中に在宅することが多く、悪質な訪問販売等による消費者被害に遭いやすい状況にある高齢者等に対して、市町村に設置を働きかけている「消費者安全確保地域

協議会（高齢者等見守りネットワーク）」の活動と連携しながら、消費生活情報紙の配布や、講座等を開催することにより、広く地域における高齢者等の消費者被害防止に向けた啓発・情報提供を行います。

## 取組2 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の充実

民法の成年年齢引下げを踏まえ、若年者の消費者被害の防止とともに、自主的かつ合理的に社会の一員として行動できる、真に自立した消費者の育成を図るため、学校等における実践的な消費者教育を効果的に推進します。

### 具体的施策

#### 《「消費者教育研究校」の指定（再掲）》

「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」や研修会「消費者教育推進フォーラム」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。

#### 《「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築（再掲）》

地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、新たに配置した「消費者教育コーディネーター」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。

#### 《「社会への扉」を活用した授業の全県立高校・特別支援学校での実施（再掲）》

民法の成年年齢引下げを見据え、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的な授業を、2020年度までにすべての県立高等学校、県立特別支援学校において実施します。

また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、学校等における消費者教育のニーズを把握し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成を支援します。

さらに、私立高等学校等に対しても、「社会への扉」及び外部講師の活用を働きかけ、実践的授業の実施促進を図ります。

#### 《「FAQサポートサイト」の開設（再掲）》

消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポート



サイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。

### 取組3 消費者教育の人材（担い手）育成・支援

消費者教育が、学校、地域、家庭、職域その他様々な場において身近に受けられるよう、市町村や大学と連携しながら消費者教育の人材の育成・支援に取り組みます。

#### (1) 教職員の指導力向上

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることから、研修等により消費者教育の必要性について一層の理解を深めるとともに、消費者教育に関する指導力の向上を図ります。



#### 具体的施策

##### 《教職員向け研修の実施》

消費者教育に関わる教職員向けに、「消費者教育推進フォーラム」や教員研修の機会を活用して、実践的な教育プログラムの開発に係る調査研究の成果を共有することで、教職員の消費者教育の指導力向上を図ります。

##### 《教員向け消費者教育情報提供紙の作成》

「消費者教育研究校」の教員、県教育委員会職員等で構成する「教員情報提供紙ワーキンググループ」の協力を得ながら、研究校における実践授業の取組内容や効果的な指導方法・教材等の紹介、未成年に多い消費者被害の情報など、学校における消費者教育の実践に役立つ情報を掲載した教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」を発行します。

##### 《教員免許状更新講習における消費者教育の機会提供》

大学と連携し、大学が実施する教員免許の更新講習において、教員に消費者教育の専門家が講師となって消費者教育を学ぶ機会を提供することで、消費者教育における指導力向上を図ります。

#### (2) 地域人材の育成

学校、地域、家庭等様々な場において消費者教育を一層推進していくためには、講習会や出前講座の講師等となる人材の育成を図るとともに、そうした人材が活動できる場をできるだけ多く提供していくことが重要となります。

このため、多様な関係者との間に立って調整を図り、消費者教育の担い手と受け手のつなぎ役となる人材「消費者教育コーディネーター」を育成することで、多様な主体と連携・協働した体制づくりを進めます。

## 具体的施策

### 《消費生活相談員の消費者教育の担い手としての育成》

消費生活センター等で日々相談を受けている消費生活相談員が、その知識と経験を活かし、学校や地域等で出前講座・出前授業や啓発活動を行うことは効果的であるため、消費生活相談員を消費者教育の担い手として養成するために必要な研修の実施や、研修への参加支援を行います。また、消費者教育に係る「専門分野チーム」において、消費者教育の効果的手法や教材の作成等の調査・研究を行います。

### 《消費生活モニターの消費者市民社会の担い手としての育成》

消費生活モニターが、モニターとして学んだ知識や経験を活かし、消費者市民社会の担い手として公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる人材となるよう、消費生活に関する最新の情報を学習する機会を提供します。

### 《消費者団体への活動支援》

地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会、活動の場を提供します。

### 《消費者教育のコーディネーターの育成》

消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐためには、間に立って調整するコーディネーターの役割は大きく、また、コーディネーターは消費者教育の推進に重要な役割を果たすことから、県消費生活総合センターが拠点となって、多様な主体が連携・協働した体制づくりがより進むよう、「消費者教育コーディネーター」を育成します。

## 取組4 多様な主体との連携

消費者教育については、消費者教育推進法で「それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。」とされているほか、「消費者教育推進地域協議会」の設置が都道府県・市町村の努力義務とされるなど、連携・協働による体制づくりが求められています。

このため、消費者団体、事業者・事業者団体、NPO、教育関係者、行政関係者等が連携して効果的に消費者教育を展開できるよう、その取組情報の共有化を図るとともに、消費者教育の推進について情報交換、調整を行う「消費者教育推進地域協議会」を開催します。

また、どこに住んでいても消費者教育を受けられるようにするには、住民に身近な市町村の果たす役割も大きいことから、市町村における「消費者教育推進地域協議会」設置の取組を支援します。

## 具体的施策

### 《消費者教育に関する取組の「見える化」の推進》

幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的な消費者教育について、消費者や消費者教育に携わる関係者が取り組むべき消費者教育の内容や目標が理解できるよう、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」等を活用し、対象領域・年代別に整理し、「見える化」を進めることにより、多様な主体の連携・協働を促進し、取組の効果的な展開を図ります。

### 《消費者団体、事業者、事業者団体、NPO等との連携支援》

地域における多様な主体が連携し、効果的に消費者教育を展開できるよう、学校・地域・職域等、様々な分野で消費者教育を実施する団体を消費者教育担い手団体として登録するなど、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」等に活動内容を掲載することにより、情報の共有を図ります。

### 《消費者団体への活動支援（再掲）》

地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会、活動の場を提供します。

### 《消費者団体との協働推進》

県が主催する消費者教育等の行催事を、地域に根ざした消費生活に係る様々な取組を展開している消費者団体と協働して実施することで、県民ニーズに的確に対応した施策の展開を図り、より効果的に県民の消費者意識の醸成を図ります。

### 《「愛知県消費者教育推進地域協議会」の開催》

「愛知県消費生活審議会」を「愛知県消費者教育推進地域協議会」として位置付け、消費者教育を体系的、効果的に推進するための情報交換及び調整を行うとともに、消費者教育推進計画に位置付けられた施策の実施状況の検証・評価、計画の見直しについての意見を聴取します。

## 《市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置促進》

市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置を市町村向けの会議を通じて働きかけるとともに、必要な助言や情報提供を行うことにより、市町村における協議会設置の取組を支援します。

## 《「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進》

地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、「金融広報アドバイザー」を研修や講座の講師として派遣します。

## 取組5 消費者被害防止のための啓発と情報発信

消費者被害の未然防止・拡大防止のためには、潜在化している相談を掘り起こし、迅速な被害救済を図るとともに、できる限り早い段階で、多くの人に効果的に啓発を実施していく必要があります。

また、P I O—N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用するほか、国、都道府県、市町村、関係機関等との連携により、消費者被害の情報収集を行い、その情報を分析した上で、県民へ広く情報を提供することが求められます。

このため、対象となる消費者の特性に配慮し、様々な広報媒体の中から最適な手段を選択して啓発、情報発信を行います。

### 具体的施策

#### 《消費者被害未然防止啓発紙等の発行》

県及び市町村の消費生活相談窓口寄せられる消費生活相談の傾向を分析した消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」及び消費者被害に対する注意喚起等の消費生活情報を掲載した消費生活情報「あいち暮らしっく」を発行し、広く県民への情報提供を行います。



消費生活情報「あいち暮らしっく」



### 《ウェブサイト、SNS等を活用した効果的な情報発信》

ウェブサイト「あいち暮らしWEB」により、消費生活情報を総合的に提供するとともに、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、緊急性の高い情報をタイムリーに提供するなど、効果的な情報発信を図ります。



「あいち暮らしWEB」  
キャラクター ピッピ



<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/index.html>

### 《「FAQサポートサイト」の開設（再掲）》

消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポートサイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。

### 《障害者向け消費者教育教材・手法の開発（再掲）》

障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」などにおいて調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。

## 取組6 消費生活における情報の収集と消費者意見の反映

消費者、事業者及び行政がそれぞれの役割や責務についての認識を深め、相互の理解のもと、連携した取組を進めるため、消費者が日頃から関心を持っている商品・サービス等について意見交換の場を設け、消費者からの意見や要望等の収集に努めます。

また、消費者自身が積極的に意見や要望等を出すことの重要性を認識し、その意見等が消費者施策や事業活動に反映されることが消費者市民社会の構築につながることから、収集した消費者の意見や要望等を県の関係局、市町村、事業者、事業者団体等に情報提供していきます。

### 具体的施策

#### 《消費者・事業者懇談会の開催》

県民の関心が高い、又は、県に寄せられる相談が多い消費者問題をテーマとして、消費者、消費者団体、関係事業者団体及び行政機関からなる懇談会を開催し、消費者の意見や要望等を把握するとともに、事業活動に反映させるよう働きかけます。



消費者・事業者懇談会

### 《消費生活モニターの活用》

消費生活モニターに対し、消費生活に関する調査及びアンケートを実施し、幅広く意見・要望等を収集し、今後の施策を進める上での参考とします。

### 《消費生活審議会による消費者意見の反映》

消費者施策に関する重要な事項の調査審議を行う消費生活審議会を開催し、県民の県政への参画を求め、消費者意見の施策への反映に努めます。

### 《消費者意見の消費者施策への反映》

消費生活相談窓口に寄せられた相談・苦情等を県民からの貴重な意見として、P I O-N E Tに登録・蓄積することにより、消費生活に関する県民の意見を広く消費者施策への反映につなげます。

### 《事業者団体との意見交換会の実施》

事業者、事業者団体との情報交換の場を活用し、消費生活相談窓口に寄せられた県民からの意見、要望、苦情を提供することで、事業者のより良い取組につなげます。

## 取組7 公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援

国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、消費者の果たすべき役割は大きいものがあります。県民一人一人が、自らの消費が社会、経済、環境等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしうるものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択する力と、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する自覚が必要です。

そのため、県は、「エシカル消費」の理念を広く県民に普及啓発するとともに、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育等と有機的に連携した消費者教育を行います。

### (1) エシカル消費の普及促進

SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」では、2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにすることなどが掲げられています。

消費者行政においても、消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進していく必要があります。

このため、人や社会、環境に配慮するなど、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行う「エシカル消費」の理念を広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。



## 具体的施策

### 《「エシカルあいち宣言」の実施》

消費行動を通じて、人や社会、地域や環境における社会的課題を解決する「エシカル消費」の推進を、愛知県から全国へ発信するため「エシカルあいち宣言」を実施します。

### 《エシカル消費普及促進イベント等の開催》

消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するため、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル消費」の理念について、シンポジウムや交流イベントなどの開催を通じて、広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。

### 《エシカル消費ポータルサイトの開設》

「エシカル消費」の理念について、広く県民に普及啓発し、取組を促進するため、「エシカル消費」に関するポータルサイトを開設し、「エシカル消費」を推進する関係機関・団体の取組を紹介するとともに、「エシカル消費」につながる身近な行動事例等<sup>(※)</sup>を始め、学習教材、講座・イベント情報など「エシカル消費」を知り、行動する手がかりとなる様々な情報を掲載し、広く県民に発信します。

#### ※ 「エシカル消費」につながる身近な行動事例等

- ・ 障害者支援につながる福祉作業所などで作られた商品の購入
- ・ 発展途上国の生産者・労働者の支援につながるフェアトレード商品の購入
- ・ 環境への負荷を減らすことのできるエコ商品やリサイクル商品などの購入
- ・ 地域の活性化や復興支援につながる地産地消や被災地産品の購入
- ・ 人や社会、環境に配慮した製品を始め、消費者の意見を活かした商品の提供など、消費者を重視した事業活動



### 《「あいち消費者市民講座」等による普及啓発活動の推進》

「あいち消費者市民講座」、消費生活情報「あいち暮らしっく」、SNS（ツイッター、フェイスブック）、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。

### 《大学等と連携した地域における普及啓発》

大学等が行う地域貢献・アウトリーチ活動と連携・協働し、講座等を開催することにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。

### 《学校等と連携した保護者への普及啓発》

保育所や幼稚園、学校等の協力を得て、消費者教育の専門家による保護者向けの講座を開催することにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。

### 《グリーン購入の推進》

グリーン購入（環境に配慮した消費行動）を推進するため、東海三県一市の広域連携で、行政、団体、事業者等が協働し、消費者に対する啓発キャンペーンを実施することにより、環境配慮型商品の普及を促進し、持続可能な社会の構築を図ります。

### 《地産地消の推進》

「いいともあいち運動<sup>(※)</sup>」の展開や、学校給食等における県産農林水産物の活用、ウェブサイトによる情報発信などにより地産地消の推進を図ります。

#### ※ いいともあいち運動

生産者と消費者とが相互の信頼・協調関係を構築し、一緒になって愛知県の農林水産業を支えている「愛知県版地産地消」の取組

### 《フェアトレード商品購入の推進》

（公財）愛知県国際交流協会が行う、開発途上国の貧困や人権、環境問題などについて考える講座等において、国際協力活動の一つであるフェアトレードを紹介することで、県民のフェアトレード商品の購入促進を図ります。

### 《障害者の支援につながる製品購入の普及》

障害者が製作した製品等を販売する常設の販売スペース設置や行催事の開催を通じて、広く県民に障害者に対する理解を深めるとともに、県内の障害者就労施設等の製品等の販売が増えるよう啓発を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

また、県が行う物品及び役務の調達に関しても、「愛知県障害者就労施設等からの



物品及び役務の調達方針」に基づき、県内の障害者就労施設等からの受注の機会の拡大を図ります。

さらに、優先調達の共同受注窓口2か所にコーディネーターを配置し、工賃向上に向けて新規受注開拓や販路拡大を進めます。

## (2) 消費生活に関連したその他の取組との連携推進

消費者の自立を支援し、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるため、消費者教育と重なる部分が多い環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活と関連する教育に関する取組との連携を図ります。

### 具体的施策

#### 《SDGsの推進》

2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGsの17のゴール（目標）達成にあたっては、県民一人一人がSDGsに対する認識を深め、行動につなげていく必要があるため、SDGsに関する普及啓発事業を行います。

#### 《ユネスコスクールの取組の推進》

持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点となるユネスコスクール<sup>(※)</sup>が地域と協働して行うESD活動を支援します。

また、ESD活動を県内に広げ、各校の活動をより充実したものとするため交流会を実施するなど、ユネスコスクールのネットワークづくりを進め、持続可能な社会づくりを担う人材の育成を図ります。

#### ※ ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて質の高い教育を実践する学校

#### 《環境学習・環境教育の推進》

県内の小学校に環境学習副読本を配付するほか、「あいち環境学習プラザ」では環境学習コーディネート業務や実験を交えた体験型の環境学習講座を、「もりの学舎」ではインタープリターによる自然体感プログラムやもりの学舎キッズクラブなどを実施し、持続可能な社会を支える人材の育成を図ります。

#### 《食品ロス削減対策の推進》

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロス削減を推進するため、消費生活情報「あいち暮らしっく」やウェブサイト「食育ネットあいち」等により家庭での食品ロス削減の取組を情報発信するほか、子ども向けの環境学習プログラム

などを活用した啓発や、宴会時の食べ残しを減らす<sup>さんまるいちまる</sup>3010運動<sup>(※)</sup>の取組の促進を図ります。

※ 3010運動

宴会の最初の30分と最後の10分に料理を楽しむ機会を設けて、食べ残しを減らす取組

《地域における食育の推進》

食育の実践を推進するため、県内の食育の取組やイベント情報などについて、ウェブサイト「食育ネットあいち」等を活用して情報を提供します。

また、食生活の改善、農林水産業の体験や食文化の継承などについての知識や経験を持ち、県内各地域で食育推進活動を自主的に行う食育推進ボランティアを始め、関係団体、学校、市町村などと連携して食育を推進します。

《国際理解教育の推進》

国際交流や国際理解の関心を高めるため、(公財)愛知県国際交流協会において、国際理解教育の推進やフェアトレードの普及啓発など、県民が途上国の貧困や環境、平和など地球の課題や解決方法を知り、考え、国際協力活動へのきっかけづくりとなる取組を進めます。

《「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進 (再掲)》

地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、「金融広報アドバイザー」を研修や講座の講師として派遣します。

《情報モラル教育の推進》

地域の学校とPTAが協力して携帯電話、スマートフォン、インターネットの適正な利用の呼びかけや、児童・生徒・保護者への啓発を行うなど、学校・家庭・地域が一体となった情報モラル教育を推進します。

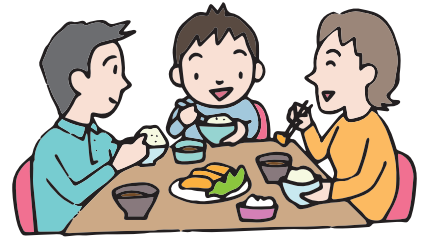
## 目標3 消費生活の安全・安心の確保

～安心して商品・サービスを選択できる暮らしの実現を目指して～

### 取組1 食の安全・安心の確保

食の安全を揺るがす問題が依然として発生しており、消費者の食への関心は高まっています。食の安全・安心を確保するためには、生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制を推進するとともに、食品の安全性や表示についての監視・指導、検査体制等の充実が求められています。

県民が食に対して安全で安心であると実感できるよう、「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」や「食と緑の基本計画 2020」等、食に関する計画と連動した取組を進め、食の安全・安心の確保を図ります。



#### (1) 食に関する総合的な安全対策の推進

食の安全・安心を確保するためには、食品関連事業者自らが、安全管理を推進することが重要であることから、生産者、加工者、流通・販売者における食の安全管理体制を推進します。

#### 具体的施策

##### 《生産から消費までの一貫した安全対策の推進》

「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づき、生産者、加工者、流通・販売者、消費者と協働して、食品の生産から消費までの一貫した安全対策を推進します。

##### 《H A C C P 導入による食品の安全確保》

食品等事業者を対象に、パンフレット等によるH A C C P（ハサップ）制度化の周知・指導を行うほか、説明会や個別相談会を開催することにより、H A C C Pの導入を支援・推進します。

##### 《G A P 手法の導入促進》

食の安全・安心を確保するため、農業の生産工程ごとの管理を適切に行うG A P（ギャップ）手法の一層の普及と生産工程の改善活動を促進します。

## (2) 監視・指導、検査体制の充実

食品関連事業者が適切に食品を取り扱っているかを監視や検査等を通じて検証していく必要があることから、効率的かつ効果的な監視・検査を継続的に行い、食品の安全性を確保します。

### 具体的施策

#### 《愛知県食品衛生監視指導計画に基づく効率的な監視指導の実施》

食品衛生監視員が食品関係施設の監視・指導を行うとともに、県内の食品製造施設及び販売・流通施設から食品等を収去し、添加物、微生物、環境汚染物質、残留農薬その他の必要な検査を実施することにより、県内に流通する食品の安全性を確保します。

#### 《家畜の飼養衛生管理指導及び家畜疾病の監視》

畜産物の安全の確保を図るため、生産者に対して家畜の飼養衛生管理指導を行うとともに、生産者段階における死亡牛のBSE検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及びCSF（豚熱）検査等、家畜疾病の継続的な監視を行います。

#### 《貝毒の監視対策》

安全な貝類を出荷するため、貝毒プランクトン発生時期等を考慮し、公定法による貝毒検査を実施します。貝毒発生時には、漁業者や業界団体に対して、出荷自主規制等を指導します。

## (3) 食品表示の適正化等

県民の関心の高い食品表示については、様々な法律により規制されているため、表示関係法令を所管する局で連携しながら、迅速かつ適正な指導に努める等、表示の適正化を推進します。



### 具体的施策

#### 《消費生活モニターによる情報収集》

消費生活モニターから随時、不適正な食品表示などの情報を受け付け、必要な情報は関係局へ提供するなど、表示の適正化を推進します。

#### 《表示に係る関係機関との協力体制の強化》

景品表示法、食品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、情報交換や合同調査を実施して、不適正な表示を行う事業者に対する指導・処分を行います。



## 取組2 商品・サービスの安全確保

すべての消費者が安心して安全な消費生活を営むことができるように、商品・サービスの安全性を確保するため、各種法令等に基づく関係事業者に対する監視・指導や検査体制の一層の充実を図ります。

### 具体的施策

#### 《電気用品販売店に対する立入検査・指導》

電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、違反があった場合は当該製品の販売・陳列を直ちに停止させ、改善指導を行います。

#### 《環境衛生施設（理容、美容、クリーニング等）に対する監視・指導》

理容所等の不適切な管理を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、環境衛生監視員が施設の衛生水準について監視・指導を行います。

#### 《医薬品販売業者等に対する監視・指導》

有効かつ安全な医薬品等を一定の品質を確保しつつ供給するために、医薬品の製造業、販売業者等に対する監視・指導及び医薬品の収去検査等を行います。

#### 《消費生活用製品の安全確保》

消費者に危害を及ぼす恐れのある消費生活用製品の流通を防ぎ、消費者被害を防止するため、特定製品・特別特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引事業者に対して、立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。

#### 《建築士事務所への立入指導》

建築設計及び工事監理の適正化を図るため、建築士事務所に対して立入指導を行います。

## 取組3 消費者事故等の未然防止対策の推進

商品やサービスの使用等により生じた消費者事故について、情報の収集を行い、迅速に消費庁に通知するとともに、消費者被害の発生・拡大を防ぐため、収集した事故情報、リコール情報、苦情処理テスト結果などの情報を速やかに県民に提供します。

なお、情報提供の際には、若年者・高齢者等対象となる消費者に応じて、注意喚起や情報提供の内容・情報伝達手法を工夫し、より広く県民に対して効果的な注意喚起等を行います。

また、消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限を国から引き続き受任し、機動的に権限を活用することで消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

## 具体的施策

### 《消費者事故情報の収集・情報提供》

消費者事故等連絡会議（庁内）、消費者行政連絡協議会（市町村）を活用し、消費者事故等の情報収集に努め、消費者庁に速やかに通知するとともに、これらの情報について、関係行政機関での共有を図ります。

### 《消費者への速やかな情報提供》

国等から提供される消費者事故や、リコール製品に関する情報に加え、子どもや高齢者の暮らしの中での事故情報などを広く収集し、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を通じて、速やかに県民への周知を行います。



### 《苦情処理テスト結果の情報発信》

クリーニングトラブル等、県の商品テスト室において実施した主な苦情処理テスト結果について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を活用して情報発信します。

### 《消費者安全法による立入調査等の実施》

消費者安全法で定められた生命・身体事案及び財産事案について、機動的に報告徴収・立入調査権限を活用します。

## 取組4 規格・計量・表示の適正化

消費者の自主的かつ合理的な選択のため、規格・計量・表示の監視・指導を実施し、不適正なものについては、事業者に対する是正指導を実施します。

## 具体的施策

### 《計量法による指導・検査》

不正確な計量を防止し、計量の一層の適正化を図るため、計量法に基づく各種事業登録の受理、定期検査及び商品量目等の立入検査を実施するとともに、計量に関する指導を行います。

### 《家庭用品の品質に関する適正表示の確保》

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、販売事業者に対し家庭用品品質表示法に基づく立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。

## 取組5 生活関連物資の安定供給

災害時や緊急時等に生活必需品等の供給及び価格の安定を図るため、生活必需品等の価格や需給動向を把握するとともに、著しい価格高騰時などには必要な調査を行い、関係局と連携して所要の対策を講じ、消費者へ情報提供を行います。

### 具体的施策

#### 《消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・情報提供》

消費生活モニターに生活必需品等の価格や品揃えなどについて観察を依頼し、大幅な価格変動や極端な品不足がみられた場合は情報提供を受けます。

#### 《価格動向及び需給状況の調査》

物価が異常に高騰した場合などには、生活必需品等についての価格動向や需給状況調査を実施し、関係局と連携して所要の対策を講じるとともに、消費者へ情報提供を行います。

# 第4章 推進体制と進行管理

## 1 推進体制

計画に位置付けられた事業を所管する庁内の消費者行政関係課室長で構成する「愛知県消費者行政推進会議」において、計画の進捗状況や消費生活に関する問題解決のための情報交換を行い、消費者施策の計画的・効率的な推進を図ります。

また、県内市町村の消費者行政担当課で構成する「愛知県消費者行政連絡協議会」を開催し、消費者問題に関する情報の共有に努めるとともに緊密な連携を図り、市町村と一体となって消費者行政を推進します。

## 2 消費者団体、事業者団体等との連携・協働

消費者の利益を守り、向上させることなどを目的として活動する消費者団体は、本県の消費者行政の推進に大きな役割を担っています。

また、事業者団体においては、苦情処理窓口の充実や消費者への積極的な情報提供、消費者教育など、自主的な取組を行っています。

県は、これらの団体等と連携・協働して、消費者行政を効果的、効率的に推進します。

## 3 進行管理

消費者行政の推進を図り、進捗状況を把握するため、別表のとおり数値目標等を設定します。

数値目標等や施策実施の状況については、毎年度、愛知県消費生活審議会へ報告し、確認・評価を受けるとともに、その結果の施策への反映に努めます。

## 4 諸情勢の変化に伴う計画の見直し

消費者を取り巻く状況の変化や国の動向などを見極め、迅速かつ効果的な施策の推進を図るため、必要がある場合は、審議会の意見を踏まえて、計画の見直しを行います。

## 5 県民への情報提供

計画について県民への周知を図るとともに、毎年度、計画の進捗状況をウェブサイト「あいち暮らしWEB」において公表します。